

監 査 報 告 書

令和 6 年 6 月 1 日

社会福祉法人 緑喜会
理事長 賞田 照野 殿

監事 原口 貞亮

監事 里 俊光

私たち監事は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条の 33 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人 監査法人かごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

監事監査チェックリスト（会計監査編）について

当法人は会計監査人設置社会福祉法人であります。

会計監査人設置社会福祉法人の場合、会計監査人の職務の執行状況等の報告を受け、会計監査人の監査の方法及び結果を相当と認めた場合、改めて監事が会計監査を実施しなくてもよいとされています。

今回、会計監査人の監査の方法及び結果を相当と認めますので、本「監事監査チェックリスト（会計監査編）」の実施は省略いたします。

令和6年5月16日

監事 原口 貞亮 印

監事 里 俊光 印

令和6年5月16日

社会福祉法人 緑喜会

監事 原口 貞亮 様
監事 里 俊光 様



監査法人

かごしま会計プロフェッション

指 定 社 員

業務執行社員 本田 親文

公 認 会 計 士

監査実施概要及び監査結果の説明書

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定等に基づき、貴法人の令和5年度の計算関係書類、財産目録について監査を行いました。

なお、監査報告書は令和6年5月27日に予定されている当監査法人内の審査委員会による審査を経て提出いたします。よって本報告は本日現在の状況を記載しております。

本報告書は貴法人に対して監査の概要を報告し、監査の過程において気付いた主な事項及び次期以降の会計処理や内部統制の改善に当たって検討頂きたい事項、関係する業務処理改善の判断の参考となる情報等を報告する目的でのみ作成しております。
従って、他のいかなる目的に対しても当監査法人の書面による事前の承諾なしに本報告の全部または一部を併用、引用、閲覧に供する等をご遠慮願います。本報告書が本来の目的以外での利用、第三者が本報告書に依拠したとしても当監査法人は責任を負いません。

目 次

I. 理事者、監事と会計監査人の責任.....	1
II. 監査の概要.....	1
1. 監査の方法の概要.....	1
2. 監査チームの体制.....	3
(1) 監査実施者の構成.....	3
(2) 審査制度について.....	3
3. 監査実績.....	3
4. 理事・監事とのコミュニケーションの概要.....	3
5. その他.....	3
III. 監査の結果.....	4
1. 監査意見.....	4
2. 追記情報に関する事項.....	4
3. 会計方針並びに会計処理に関する事項（監査の過程で識別した虚偽表示）.....	4
4. 内部統制に関する事項.....	4
(1) 重要な不備.....	4
(2) その他の改善事項.....	4
5. 重要な不正及び違法行為に関する事項.....	4
IV. 品質管理体制.....	4
(1) 監査業務品質保持のための組織体制について.....	4

I. 理事者、監事と会計監査人の責任

会計に関する理事者の責任は以下のとおりです。

- ・一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類及び財産目録を作成し、適正に表示すること。
- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類及び財産目録を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。

監事は、理事の職務の執行を監査する責任を有します。監査には、法人が実施する事業内容を監査する「業務監査」と、法人が行う会計処理を監査する「会計監査」があります。会計監査人設置社会福祉法人においては、「会計監査」は会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われます。

具体的には以下のとおりです。

- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受ける。
- ・会計監査人から、職務が適正に行われるための品質管理体制が整備されている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求める。
- ・以上により、会計監査人の監査の方法及び結果が相当であるか否かを判断する。

会計監査人は、社会福祉法人が作成した計算関係書類等を監査し監査意見を表明する者であり、会計監査人設置社会福祉法人においては定款の定めによって設置する機関になります。会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければなりません。

監査の対象となる計算関係書類等の作成責任は理事者（社会福祉法人）にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算関係書類等に対する意見を表明することにあります。

II. 監査の概要

1. 監査の方法の概要

1) 内部統制の整備と運用の状況に関する評価手続

以下の業務プロセスに関する内部統制の整備と運用の状況に関する評価手続を実施いたしました。

- ◇ 人件費計上プロセス
- ◇ 経費計上プロセス

これらの業務プロセスへの評価手続に関して監査意見を限定するような事項はありませんでした。

2) 実証手続

①直接確認

法人の保有する預金について、取引金融機関に直接残高確認書を発送し回収しました。

公認会計士・監査法人の監査においては必須とされております。

手続	基準日	対象範囲	回収状況
確認(金融機関)	3月31日	全取引金融機関	全件回収

②各勘定残高に関する実証手続

計算書類を構成する勘定科目残高の監査手続の流れは以下のように実施しました。

(1)各勘定科目の監査要点に留意して、監査計画段階でリスク評価を行いました。

監査要点とは次のことをいいます。

- ・実在性
- ・網羅性
- ・権利と義務
- ・評価の妥当性
- ・期間帰属の妥当性
- ・表示の妥当性

(2)評価結果に応じて監査手続及び実施時期・範囲を組み合わせた監査手続書を作成しました。

(3)この監査手続書に従い、閲覧、再計算、質問、分析的手続等を用いて監査を実施いたしました。

①②の結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

3) 会計上の見積りの監査

賞与引当金その他引当金の妥当性については、必要な監査手続を実施した結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

4) 後発事象の監査

重要な後発事象の有無及び妥当性について、必要な監査手続を実施した結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

5) 計算書類等の表示方法の監査

監査対象の計算関係書類等の表示方法が社会福祉法人会計基準等に準拠しているかどうかについて検討した結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

6) 経営者確認書の入手

監査の完了にあたって、監査報告書と同日付で経営者確認書を入手いたします。

2. 監査チームの体制

(1) 監査要員の構成

1) 指定社員（兼主査）

業務執行社員・公認会計士	本田 親文	(継続監査年数 9年)
--------------	-------	-------------

2) その他の監査要員

代表社員・公認会計士 田畑 恒春

社員・公認会計士 森 毅憲

最適なチーム編成を行うという方針のもとに、業種・規模等に応じて、個人の監査経験・能力及び業務量等を勘案してメンバーを決定しております。

(2) 審査制度について

当監査法人は、すべての監査業務について監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査対象となった組織の監査に従事しない社員が審査を行っております。

3. 監査実績

	担当社員	公認会計士	その他	実績時間合計
(貴社事業場)	17.0	17.0	0.0	34.0
(事務所)	28.0	22.0	0.0	50.0
合計	45.0	39.0	0.0	84.0

監査実績は現段階での集計時間です。今後の審査関係の時間や6月に予定されているワムネット登録データの確認作業及び充実残額算定シートの確認作業時間は含まれておりません。

4. 理事・監事とのコミュニケーションの概要

監査の過程において、随時、理事長と適切な意見交換を行っております。

今回、監事様と面会し、会計監査の結果、職務執行状況、監査法人の品質管理体制等について報告、意見交換しております。

5. その他

当監査法人が、リスク・アプローチに基づき、必要と認めて計画した監査手続のうち、実施できなかった手続はありませんでした。

また、監査の実施に必要な資料はすべて当監査法人に提供されました。

以上のとおり、当監査法人の監査範囲に制約はありませんでした。

当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断しています。

III. 監査の結果

1. 監査意見

当監査法人は、法人の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

また、財産目録は、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認めます。

2. 追記情報に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針並びに会計処理に関する事項(監査の過程で識別した虚偽表示)

監査の過程で識別した誤謬についてはすべて適切に修正されております。

4. 内部統制に関する事項

(1) 重要な不備

該当事項はありません。

(2) その他の改善事項

特記すべき事項はありません。

5. 重要な不正及び違法行為に関する事項

該当事項はありません。

IV. 品質管理体制

(1) 監査業務品質保持のための組織体制について

1) 品質管理体制

当監査法人の品質管理規定に従って監査業務が適切に遂行され、監査の品質が維持されていることを確認するために個々の監査業務の実施状況を相互に監査する品質管理体制を実施しております。

当監査法人の品質管理責任者が事務所における監査調書のレビューや監査現場への往査等を通じ、監査の品質管理の維持向上に努めております。

当監査法人の品質管理責任者 代表社員・公認会計士 田畑 恒春

2) 内部牽制システム

監査を取り巻く環境の急激な変化等に伴う監査法人のリスクの増大に対応してリスク管理機能を強化するため、内部において相互牽制システムを構築しております。

3) 研修会の実施と継続的専門研修による単位の取得

当監査法人では、公認会計士法等の諸法令、行動規範等に関するコンプライアンスを徹底するため、また専門的能力の維持、向上を図るために、全監査従事者に対して、日本公認会計士協会の実施する継続的専門研修に参加することを薦めるとともに、当監査法人内においても専門研修を適時に実施しております。また、常勤監査従事者に対しては、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発（CPD）の取得単位については協会の定める単位にとどまらず、その2.5倍以上の単位取得を求めています。

4) 専門家と日本公認会計士協会審査部への依頼

税理士、システム監査人等、外部の専門家との連携を図り、会計上の諸問題や新たな会計基準等の導入及びシステムに関する問題等に対応するような体制を整えております。また、日本公認会計士協会の自主規制本部監査業務審査グループ及び業務本部企業会計・監査・保証グループへは適宜質問可能な体制をとっております。

以上

令和6年5月16日

社会福祉法人緑喜会

監事 原口 貞亮 様
監事 里 俊光 様



監査法人
かごしま会計プロフェッション

品質管理責任者 田 畑 恒 春
公認会計士

指 定 社 員 本 田 親 文
業務執行社員
公認会計士

日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」において協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査の結果について、その要約等を監査役等へ提供し、監査事務所の品質管理の状況について監査役等と積極的にコミュニケーションを行い、両者のより一層の連携を図るため、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する伝達義務を明確化しました。

この伝達は、貴社会福祉法人の監事様が会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たり、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を把握するために必要となるものです。

当監査法人では、日本公認会計士協会の品質管理レビューが実施され、令和4年3月23日付けで品質管理レビュー報告書を受領しておりますのでその結果を報告申し上げます。

ご査収ください。

社会福祉法人 緑喜会

監事 原口 貞亮 様
 監事 里 俊光 様



監査法人
 かごしま会計プロフェッション

品質管理責任者
 公認会計士 田 畑 恒 春

指 定 社 員
 業務執行社員
 公認会計士 本 田 親 文

日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査の結果について

当監査法人に対する、日本公認会計士協会（以下「協会」）の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」）の検査について、以下のとおりご報告いたします。

1. 直近に実施された外部のレビュー及び検査

外部のレビュー及び検査の種類	報告書等の日付
協会の品質管理レビュー	令和4年3月23日付で品質管理レビュー報告書を受領しております。 その結果については下記2のとおりです。
審査会の検査	過去に審査会より検査結果通知書は受領しておりません。

2. 品質管理レビューの実施結果及びその結果に基づく措置

令和4年3月23日付けで受領した品質管理レビュー報告書における品質管理レビューの実施結果は、以下のとおりです。

- ・品質管理のシステムの整備及び運用の状況：重要な不備事項のない実施結果
- ・品質管理レビューの結果に基づく措置は、受けておりません。

3. 品質管理に関する改善勧告事項の有無

- ・改善勧告事項はありませんでした。

4. 個別の監査業務における改善勧告事項の有無

- ・改善勧告事項はありませんでした。

5. その他

貴社会福祉法人に対する監査業務は、協会の品質管理レビュー及び審査会の検査の対象業務として選定されておりません。

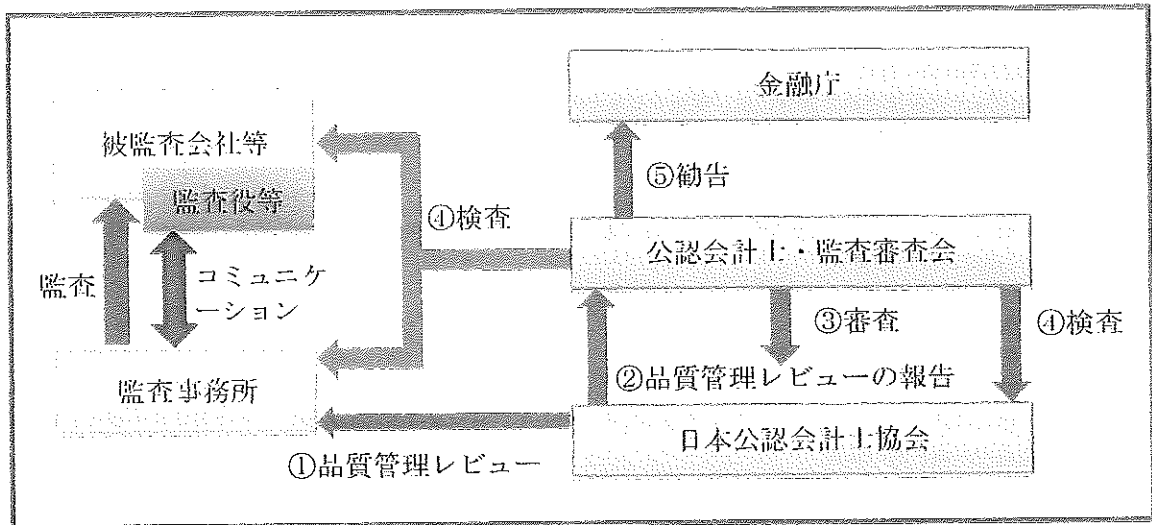
以 上

別紙

I 日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査の概要

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）による検査があります。

1999年に協会は、監査事務所が行う監査の品質管理状況を調査する目的で、品質管理レビュー制度を導入しました。その後、2003年6月の公認会計士法改正により、それまで自主規制として行われていた品質管理レビューが、監査事務所に対する監視・監督機能の充実・強化策として法定化されました。また、この品質管理レビューの結果については、審査会が審査を行い、必要に応じて監査事務所等への検査を実施しています。



1 協会による品質管理レビューの概要

(1) 品質管理レビュー制度について

品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

(2) 品質管理レビューの概要

① 品質管理レビューの種類

品質管理レビューは、「通常レビュー」と「特別レビュー」の2種類があり、それぞれ、以下の目的に応じて実施されます。

レビューの種類	レビューの頻度	レビューの性格
通常レビュー	原則3年に一度※	監査事務所の品質管理システムの整備状況及び運用状況の確認
特別レビュー	臨時的	監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認

※ 監査事務所の規模、監査業務のリスクの程度等を勘案し、最長5年の範囲で伸長・短縮されます。

② 改善勧告事項とレビューの実施結果

(7) 品質管理レビューを実施した結果、品質管理のシステムの不備又は運用上の問題が発見された場合で、監査事務所の品質管理のシステム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、改善勧告事項となります。改善勧告事項は、準拠違反の重要性の程度に応じて、以下の表のとおり3種類に区分されます。

改善勧告事項	不備事項
	重要な不備事項
	極めて重要な不備事項

(イ) 改善勧告事項の区分に応じ、表明されるレビューの実施結果も区分されます。レビューの実施結果は、以下の3種類です。

実施結果の種類	内 容
重要な不備事項のない実施結果	以下の両方が認められた場合 ・レビュー対象期間末日における監査事務所の定めた品質管理のシステムの整備の状況において、品質管理の基準に適合していない重要な不備事項は見受けられない ・レビュー対象期間における監査事務所の品質管理のシステムの運用の状況において、当該品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項は見受けられない
重要な不備事項のある実施結果	監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められる場合
極めて重要な不備事項のある実施結果	監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められる場合

(イ) 改善勧告事項があった場合、品質管理委員会は、上記のレビューの実施結果を記載したレビュー報告書のほかに、改善勧告書を監査事務所に交付します。

(ロ) 特別レビューが実施された場合には、特別レビューの結果に応じて、品質管理レビュー報告書（特別レビュー）のほかに、改善勧告書を監査事務所に交付します。なお、特別レビューにおいて表明される実施結果の種類は、上記(イ)と同一です。

③改善勧告事項への対応及び改善措置の実施状況の確認について

監査事務所により講じられる改善措置については、監査事務所に見受けられた改善勧告事項の区分に応じ、主として次の事項に沿って確認が行われます。

(ア) 「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」があった場合

a. 改善勧告事項への対応

監査事務所は、改善計画書の作成が必要です。

b. 改善措置の実施状況の報告

監査事務所は、原則として、翌年度に品質管理委員会に対して、書面又は電磁的記録により改善状況の報告を行います。

c. 改善措置の実施状況の確認

品質管理レビューチームは、前年度の通常レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が見受けられた監査事務所に対し、翌年度において「通常レビュー」又は「改善状況の確認（前回の通常レビューに関連して提出された改善状況報告書に記載の改善措置の内容に従って、監査事務所が、必要な改善措置を実施しているかどうか等について確認する手続を指します。）」を行い、必要な指導を行います。

(イ) (ア)に該当しない不備事項のみがあった場合

a. 改善勧告事項への対応

品質管理委員会は、監査事務所の自主的な改善を尊重するため、改善計画に係る書面又は電磁的記録の提出を求めません。

b. 改善措置の実施状況の報告

監査事務所は、原則として、翌年度に品質管理委員会に対して、書面又は電磁的記録により改善状況の報告を行います。

c. 改善措置の実施状況の確認

品質管理委員会は、当該書面又は電磁的記録を確認した結果、改善不十分の懸念がある場合には、「通常レビュー」又は「改善状況の確認」を行います。

なお、書面又は電磁的記録を確認した結果、改善不十分の懸念がないと判断された場合には、監査事務所に対してその旨の通知は行われません。

(ロ) 特別レビューの場合

特別レビューを実施した結果、重要な不備事項、極めて重要な不備事項又は不備事項が見受けられた場合、監査事務所は、翌年度に書面又は電磁的記録により改善状況の報告を行います。品質管理委員会は、改善状況報告書について確認を行った上で、改善状況の確認を行います。

④品質管理レビューの改善勧告事項に基づく措置

品質管理レビューの改善勧告事項又は改善状況の確認結果に基づき、監査事務所には、品質管理レビュー制度上の措置が決定されることがあります。

該当の監査事務所が上場会社監査事務所に該当する場合には、上場会社監査事務所登録制度上の措置も決定されます。

品質管理レビューの実施結果と、それに基づく措置の対応関係は、以下の表のとおりです。

		レビューの実施回数		
		1回目	2回目	3回目以降
極めて重要な 不備事項	レビュー制度 措置	辞退勧告※1	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会 措置	登録の取消し		
重要な 不備事項	レビュー制度 措置	嚴重注意※1	辞退勧告※1	辞退勧告
	上場部会 措置	—	登録の取消し	
不備事項	レビュー制度 措置	なし	注意※2	嚴重注意※2
	上場部会 措置	—	—	—

※1 措置の検討に当たっては、監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの実施回数、過年度のレビュー結果などの個別事情に応じ、品質管理委員会は、軽減した措置を決定することがあります。

※2 前回以前の指摘事項が、当該レビュー実施年度の指摘事項でも改めて不備事項とされたとき、品質管理委員会は、当該不備を重要な不備事項とみなし、「重要な不備事項」に対応する措置を決定することができます。

2 審査会による検査等の概要

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。

審査会が実施する審査及び検査は、監査事務所が表明した個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図っていくことを目的としています。

このため、協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

なお、2021年（令和3年）7月に審査会から公表された「令和3年版モニタリングレポート」では、検査結果通知書及び総合評価の記載については、以下のように説明されています。

(1) 検査結果通知書

検査結果通知書の記載項目は、「1. 特に留意すべき事項」、「2. 検査の視点」、「3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況」、「4. 監査業務の実施（個別監査業務）の状況」となっています。「特に留意すべき事項」は、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の3項目で構成され、これらの状況に応じて総合評価（(2)参照）が付されます。

(2) 総合評価の記載

監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として記載されます。

総合評価の区分は、次の5段階です。

なお、令和3事務年度に着手する検査から総合評価に係る文言について見直しが行われており、以下の表は見直し後の文言によっています。

総合評価の種類	概要
良好であると認められる (総合評価：1)	業務運営が良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる (総合評価：2)	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。
改善すべき重要な点があり良好では認められない (総合評価：3)	業務運営が良好であるとは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早	業務運営が良好でないとして認められ、特に早急な改善が必要な場合。

総合評価の種類	概要
急に改善する必要がある (総合評価：4)	
著しく不当なもの認められる (総合評価：5)	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。

II 監査役等への品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査の結果の伝達について

監査役等と監査人との連携の強化の目的は、監査役等の監査や監査人の監査に資する情報の相互の提供・連携を通じて、企業の財務報告の品質の維持・向上を図ることにあります。

監査事務所は、法令により求められている監査役等に対する監査人の職務の遂行に関する事項の通知をするため、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に伝達します。

監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」では、少なくとも①公認会計士法上の大会社等の監査、②会計監査人設置会社の監査、③信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査のいずれかに該当する場合、監査人は、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。これには、規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれます。

また、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果については、監査契約の新規締結又は更新に際して、直近の状況に基づき以下の事項を伝達し、監査期間中にレビュー又は検査の結果を受領した場合には、個々の状況に応じて適宜伝達することが適切であるとされています。

なお、監査事務所は、協会の品質管理レビューの結果の要約を監査役等に伝達することが求められており、また、品質管理委員会運営細則第7条に定める結果概要については第三者に開示することが認められていますが、レビュー報告書及び改善勧告書そのものについての第三者への開示は禁止されています。また、監査事務所は、審査会の検査結果について、監査事務所の業務運営に関する総合評価並びに業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の内容等や、検査の対象として選定された場合には監査業務における品質管理に関する不備の内容を監査役等に伝達することが求められていますが、検査結果通知書そのものについての第三者への開示は禁止されています。

1 協会の品質管理レビューの結果の伝達

(1) 対象となるレビュー報告書等

- ① 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付（過去に受領していない場合はその旨）
- ② 改善状況の確認結果報告書の日付（①に関連付けて記載する。）

(2) (1)のレビュー報告書等の内容及び対応状況

- ① 品質管理レビュー（改善状況の確認を除く。）の実施結果及びその結果に基づく措置
- ② 改善状況の確認結果（改善の不十分な事項のある確認結果の場合にはその内容を含む。）及びその結果に基づく措置
- ③ 監査事務所又は個別の監査業務における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約（個別監査業務における品質管理に係る極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項については、その領域及び全般的な傾向）及び監査事務所の対応状況
- ④ 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実
- ⑤ 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況

2 審査会の検査の結果の伝達

(1) 対象となる検査結果通知書

直近の検査結果通知書の日付（過去に受領していない場合にはその旨）

(2) (1)の通知書の内容及び対応状況

- ① 監査事務所の業務運営に関する総合評価
- ② 監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の内容等並びに監査事務所の対応状況
- ③ 検査の対象業務として選定されたかどうかの事実
- ④ 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する不備の有無、不備があったときは、その内容及び対応状況

本文書は、当監査法人が協会の品質管理レビュー及び審査会の検査に関する事項を伝達するために作成したものです。本文書及び本文書に含まれる内容について、貴監査役以外の第三者に開示することは禁止されています。

社会福祉法人 緑喜会
理事会 御中

監査法人かごしま会計プロフェッション

鹿児島県鹿児島市

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 本 田 親 文

<計算関係書類監査>

監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検査すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の令和6年3月31日現在の令和5年会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

社会福祉法人 緑喜会
監事 原口 貞亮 様
監事 里 俊光 様

監査法人かごしま会計プロフェッション

鹿児島県鹿児島市

指 定 社 員 公認会計士 本 田 親 文
業 務 執 行 社 員

<計算関係書類監査>

監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の令和6年3月31日現在の令和5年会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監事監査報告書

令和 6 年 6 月 1 日

社会福祉法人 縁喜会
理事長 實田 照野 殿

社会福祉法第59条第1項及び関係法令に基づき実施した令和 年度監事監査結果について次のとおり報告します。

監事 原口 貞亮
監事 里 俊光

監 査 日 時	令和 6 年 6 月 1 日 (曜日) 9:00 ~ 11:30
監 査 場 所	はまゆり学園会議室
監 査 実 施 内 容	監事監査調書 (法人運営編・職員及び入所者処遇)
法人関係立会者職・氏名	理事長・實田 照野
施設関係立会者職・氏名	施設長・森 正広
監 査	<p>監事の意見</p> <p>1. 法人運営及び事業については、関連する法令及び定款に従い、当法人事業の執行状況を正しく示し、不正の点はないと認めます。</p> <p>2. 理事の職務の執行に関する不正の行為 又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。</p>
	<p>指 摘 事 項</p> <p>適切に処理されていることを認めます。</p>
結 果	

監事監査チェックリスト

法人運営編

監査対象法人：緑喜会		
監査対象施設：はまゆり学園		
監査実施年月日：令和 6 年 6 月 1 日		
監査実施時間： 9 時 00 分 ~ 11 時 30 分		
実施場所：はまゆり学園事務所		
法人関係 立会者	役職：管理者	氏名：森 正広
	役職：	氏名：
	役職：	氏名：
	役職：	氏名：
施設関係 立会者	職名：	氏名：
	職名：	氏名：
	職名：	氏名：
	職名：	氏名：
	職名：	氏名：
監事	氏名：原口 真花	
	氏名：里 俊光	

目 次

I	法人運営	ページ
	1 定款・規則等	2
	2 内部管理体制(特定社会福祉法人である場合のみ)	2
	3 評議員・評議員会	3～4
	4 理事	4～5
	5 監事	5
	6 理事会	6～7
	7 会計監査人(設置されている場合のみ)	7
	8 評議員, 理事, 監事及び会計監査人の報酬	7～8
II	事業	
	1 事業一般	8
	2 社会福祉事業	8
	3 公益事業	8
	4 収益事業	8
III	管理(人事管理)	8
IV	その他	
	1 特別の利益供与の禁止	9
	2 社会福祉充実計画(該当がある場合)	9
	3 情報の公開	9
	4 その他	9

※本文中の略称

- ・法…社会福祉法 S26法律第45号 R3.5.10最終改正
- ・令…社会福祉法施行令 S33.6.27政令第185号 R3.10.29最終改正
- ・規則…社会福祉法施行規則 S26.6.21厚生省令第28号 R3.11.12最終改正
- ・一般法人法…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 H18法律第48号 R2.5.29最終改正
- ・審査基準…社会福祉法人審査基準
H12.12.1社援第2618号ほか 局長連名通知 R2.12.25最終改正
- ・審査要領…社会福祉法人審査要領
H12.12.1社援企第35号ほか 課長連名通知 R2.3.31最終改正
- ・徹底通知…社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に
対する指導監査の徹底について
H13.7.23社援発第1275号 局長連名通知 H30.3.30最終改正
- ・海外事業の実施等通知…社会福祉法人による海外事業の実施等について
H30.7.2社援基発0702第1号
- ・入札通知…社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて
H29.3.29社援基発0329第1号ほか

項目	チェックポイント	はい	いいえ	非該当	確認書類等	根拠法令等
I 法人運営						
1 定款・規則等						
	(1) 定款の必要的記載事項(法第31条第1項)が事実と反するものとなっていないか。	—	—	—	定款	法第31条第1項
	① 目的	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 名称	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 社会福祉事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④ 事務所の所在地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑤ 評議員及び評議員会に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑥ 役員(理事及び監事)の定款その他役員に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑦ 理事会に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑧ 会計監査人に関する事項(会計監査人を設置する場合に限る)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	⑨ 資産に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑩ 会計に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑪ 公益事業の種類(公益事業を行う場合に限る)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	⑫ 収益事業の種類(収益事業を行う場合に限る)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	⑬ 解散に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑭ 定款の変更に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑮ 公告の方法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2) 定款の変更は評議員会の特別決議を経て行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		決議を行った評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題・議案を決定した理事会の議事録、所轄庁の変更認可書又は所轄庁へ提出する定款変更の届出書	法第45条の36第1項、第2項、第4項、第45条の9第7項第3号、規則第4条
	(3) 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか。 また、所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。(上記④、⑨(基本財産が増加する場合のみ)、⑮)。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 各種規程等 必要な規程は整備されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款施行細則、役員等報酬規程、経理規程、就業規則、給与規程、公印管理規程等	定款例第40条、8条、21条、労働基準法
2 内部管理体制(特定社会福祉法人である場合のみ：前年度の収益が10億円超または負債20億円超の法人)						
	(1) 内部管理体制が理事会で決定されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		関係規程、理事会の議事録	法第45条の13第5項、令第13条の3、規則第2条の16
	(2) 内部管理体制に係る必要な規程(規則第2条の16)の策定が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

項目	チェックポイント	はい	いいえ	非該当	確認書類等	根拠法令等
3 評議員・評議員会						
(1) 評議員の選任						
①定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。 (評議員資格については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているか。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		評議員の選任に関する書類 (評議員選任・解任委員会の資料、議事録等) 就任承諾書 等	法第39条、審査基準第3の2	
②欠格事由に該当する者が選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		評議員の選任手続における関係書類(履歴書、誓約書等)	法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、第61条第1項、審査基準第3の1(1)、(3)、(4)、(5)、(6)	
③当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		役員名簿 評議員会の議事録 等		
④当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑤社会福祉協議会にあつては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
⑥実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑦地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑧暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑨評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。(理事6人以上：社会福祉法第44条第3項) ※ 評議員数が4人以上であればよいこととされていた。 経過措置は令和2年3月31日で終了。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、評議員名簿、役員名簿、評議員の選任に関する書類(評議員選任・解任委員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等)、理事の選任・解任等に関する書類(理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等)	法第40条第3項	
(2) 評議員会の招集・運営(招集手続、決裁、議事録の作成・保存)						
①評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 ※ 評議員会の日の1週間(中7日間；これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに通知されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		評議員会の招集通知、理事会の議事録、評議員会の議事録、評議員全員の同意が確認できる書類	法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、法第45条の29、規則第2条の12	
②招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
ア 評議員会の日時及び場所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
イ 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ウ 評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
③定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。 ※毎年6月末日(定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき)までに開催されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
④決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 ※ 議決に加わることができる評議員の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合には、その割合以上)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、評議員会の議事録、同意の意思表示の書面又は電磁的記録、法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類	法第45条の9第6項から第8項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条	
⑤決議が必要な事項について、決議が行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	-	-			
ア 理事、監事、会計監査人の選任及び解任	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
イ 理事、監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ウ 理事等の責任の免除	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
エ 役員報酬等基準の承認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
オ 計算書類の承認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
カ 定款の変更	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

項目	チェックポイント	はい	いいえ	非該当	確認書類等	根拠法令等
(2) 評議員会の招集・運営 (招集手続, 決裁, 議事録の作成・保存)						
	キ 解散の決議	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款, 評議員会の議事録, 同意の意思表示の書面又は電磁的記録, 法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類	法第45条の9第6項から第8項まで, 同条第10項により準用される一般法人法第194条第1項, 第195条
	ク 合併の承認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	ケ 社会福祉充実計画の承認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	⑥特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 ※議決に加わることができる評議員の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては, その割合)以上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑦決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑧評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に, 評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		評議員会の議事録, 同意の意思表示を行った書面又は電磁的記録	法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項, 第2項, 法第45条の11第1項から第3項まで, 規則第2条の15
	⑨厚生労働省令に定めるところにより, 議事録を作成しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	ア 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員, 理事, 監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法例: テレビ会議を含む。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	イ 評議員会の議事の経過の要領及びその結果	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	ウ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは, 当該評議員の氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	エ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは, その意見又は発言の内容の概要	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	オ 評議員会に出席した評議員, 理事, 監事又は会計監査人の氏名又は名称	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	カ 議長(議長が存する場合に限る)の氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	キ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4 理事						
(1) 定数						
	①定款に定める員数が選任されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款, 理事の選任に関する評議員会議事録, 理事会議事録, その他関係書類	法第44条第3項, 第45条の7
	②定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③欠員が生じていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(2) 選任及び解任						
	①評議員会の決議により選任又は解任されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	評議員会の議事録, 評議員会の招集通知, 評議員会の議題(及び議案)を決定した理事会の議事録, 就任承諾書等	法第43条第1項, 第45条の4
	②理事の解任は, 法に定める解任事由に該当しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(3) 適格性						
	①欠格事由を有する者が選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	役員(の選任手続)における関係書類(履歴書, 誓約書等), 役員名簿, 理事会及び評議員会の議事録等	法第44条第1項により準用される法第40条第1項, 第44条第6項(参考)法第61条第1項, 第109条から111条まで, 審査基準第3の1(1), (3), (4), (5), (6)
	②各理事について, 特殊の関係にある者が, 理事総数(当該理事を含む)の3分の1, 上限は当該理事を含めず3人を超えて含まれていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③社会福祉協議会にあっては, 関係行政庁の職員が役員総数の5分の1までとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	④実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	⑤地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり, 理事として参加していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	⑥暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

項目	チェックポイント	はい	いいえ	非該当	確認書類等	根拠法令等
(3) 適格性						
	⑦社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		理事の選任手続における関係書類（履歴書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等	法第41条第4項、
	⑧当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑨施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(4) 理事長						
	①理事会の決議で理事長を選定しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、理事会の議事録	法第45条の13第3項、第45条の16第2項
	②業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
5 監事						
(1) 定数						
	①定款に定める員数が選任されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、監事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録及びその他関係書類	法第44条第3項、第45条の7第2項による第1項の準用
	②定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③欠員が生じていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(2) 選任及び解任、適格性						
	①評議員会の決議により選任されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類、就任承諾書等	法第43条第1項、同条第3項により準用される一般法人法第72条第1項、法第45条第4第1項、第45条の9第7項第1号
	②評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	④欠格事由を有する者が選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑤評議員、理事又は職員を兼ねていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑥監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑦社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	⑧実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑨地方公共団体の長等、特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑩暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑪社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		監事の選任手続における書類（履歴書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録	法第44条第5項
(3) 職務・義務						
	①理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		監査報告、監査報告の内容の通知文書	法第45条の18第1項、第45条の28第1項及び第2項、規則第2条26から第2条28まで、第2条31、第2条34から第2条37まで
	②理事会への報告義務を履行しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		理事会の議事録	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで
	③理事会への出席義務を履行しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	④評議員会議案等の調査・報告義務を履行しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		理事会・評議員会の議事録	

項目	チェックポイント	はい	いいえ	非該当	確認書類等	根拠法令等
6 理事会						
(1) 審議状況(招集手続, 決議, 理事への権限の委任)						
①権限を有する者が招集しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			理事会の招集通知, 理事会の議事録, 招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類	法第45条の14第1項, 同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項, 第2項
②各理事及び各監事に対して, 期限までに招集の通知をしているか。 ※ 理事会の日の1週間(中7日間;これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては, その期間)前までに通知を发出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
③招集通知の省略は, 理事及び監事の全員の同意により行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
④決議に必要な数の理事が出席し, 必要な数の賛成により行われているか。 ※決議は議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては, その割合以上)が出席し, その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては, その割合以上)をもって行う	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			定款, 理事会議事録, 理事の職務の執行に関する規程, 理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録	法第45条の14第4項, 第5項
⑤決議が必要な事項について, 決議が行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	—	—			
ア 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
イ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ウ 重要な財産の処分及び譲受け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
エ 多額の借財	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
オ 重要な役割を担う職員の選任及び解任	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
カ 従たる事務所その他の重要な組織の設置, 変更及び廃止	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
キ 内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
ク 競業及び利益相反取引の承認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
ケ 計算書類及び事業報告等の承認	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
* 役員, 会計監査人の責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
サ その他重要な業務執行の決定(理事長等に委任されていない業務執行の決定)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
⑥決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑦理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑧書面による議決権の行使が行われていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
⑨理事会の決議があつたとみなされる場合(決議を省略した場合)に, 理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録があるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
⑩理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。	—	—	—		理事会議事録, 理事に委任する事項を定める規程等	法第45条の13第4項
ア 重要な財産の処分及び譲受け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
イ 多額の借財	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
ウ 重要な役割を担う職員の選任及び解任	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
エ 従たる事務所その他の重要な組織の設置, 変更及び廃止	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
オ 内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			
カ 役員等の損害賠償責任の一部免除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			

項目	チェックポイント	はい	いいえ	非該当	確認書類等	根拠法令等
(1) 審議状況（理事への権限の委任、理事会への報告）						
	①理事に委任される範囲が明確になっているか。 ※ア「重要」な財産、イ「多額」の借財、ウ「重要な役割」を担う職員、エ「重要な組織」の範囲については、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等が、理事会で具体的に決定されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		理事会議事録、理事に委任する事項を定める規程等	法第45条の13第4項
	②実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。 ※ 理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、理事会の議事録	法第45条の16第3項
(2) 記録						
	①法令で定めるところにより議事録が作成されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款、議事録、理事全員の同意の意思表示を記した書類	法第45条の14第6項、第7項、法第45条の15第1項
	②議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
7 会計監査人（設置されている場合のみ）						
	①特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	定款、会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録等	法第36条第2項、第37条、令第13条の3（参考）法第45条の6第3項
	②会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	③会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
	④評議員会の決議により適切に選任等がされているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	評議員会の議事録、理事会の議事録、監事の過半数の同意を証する書類（理事会の議事録に記載がない場合）、会計監査人候補者の選定に関する書類	法第43条第1項、同条第3項により準用される一般法人法第73条第1項
	⑤省令で定めるところにより会計監査報告を作成しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計監査報告、会計監査人が会計監査報告を特定監事及び特定理事に通知した文書	法第45条の19第1項、第2項
	⑥財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬						
(1) 報酬						
	①評議員の報酬等の額が定款で定められているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条
	②理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、評議員会の議事録	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条
	③監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、評議員会の議事録、監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項
	④定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	⑤会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		理事会の議事録、監事の過半数の同意を得たことを証する書類	法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条
(2) 報酬等支給基準						
	①理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準、評議員会の議事録	法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42

項目	チェックポイント	はい	いいえ	非該当	確認書類等	根拠法令等
	(3) 報酬の支給					
	①評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、評議員会の議事録、報酬等の支給基準、報酬等の支払いの内容が確認できる書類	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第198条、法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42
	②役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
II 事業						
1 事業一般（実施、地域における公益的な取組の実施、海外事業）						
	(1) 定款に定めている事業が実施されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等）	法第31条第1項
	(2) 定款に定めていない事業が実施されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		地域公益取組の内容が確認できる書類（事業報告、現況報告書、法人ホームページ等）	法第24条第2項
	(4) ①海外で行うことができる事業等であるか。 ②海外事業等を実施する法人の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	定款、理事会議事録、会計帳簿、事業報告、計算書類等	海外事業の実施等通知
2 社会福祉事業						
	(1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		計算書類及びその附属明細書	法第22条、第26条第1項、審査基準第1の1の(1)
	(2) 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、貸借対照表、財産目録、登記簿謄本	法第25条、審査基準第2の1、2(1)
3 公益事業						
	(1) 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）、事業報告、理事会及び評議員会の議事録	法第26条第1項
	(2) 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4 収益事業						
	(1) 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）、事業報告、理事会及び評議員会の議事録	法第26条
	(2) 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類（事業報告等）	審査基準第1の3の(2)、(4)、(5)、審査要領第1の3の(2)、(3)
	(4) 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
III 管理（人事管理）						
	(1) 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		理事会の議事録、職員の任免に関する規程、辞令又は職員の任免について確認できる書類	法第45条の13第4項第3号
	(2) 職員の任免は適正な手続により行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

項目	チェックポイント	はい	いいえ	非該当	確認書類等	根拠法令等
IV その他						
1 特別の利益供与の禁止						
	評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(自主点検表1-1 法人関係(以下、「自主点検表」) P114のとおり)	法第27条、令第13条の2、規則第1条の3
2 社会福祉充実計画(該当がある場合)						
	社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	社会福祉充実計画、事業報告、計算書類等「自主点検表」 P116のとおり)	法第55条の2第11項
3 情報の公表						
(1) 定款						
	①定款を事務所(主たる事務所、従たる事務所)に備えているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		定款、電子計算機(パソコン)の電磁的記録 (自主点検表 P4参照)	法第34条の2第1項、第4項、第59条の2第1項第1号、規則第2条の5、第10条第1項、第2項
	②定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	③備置き又は公表している定款は直近のものであるか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(2) 評議員会関係						
	①評議員会の議事録を法人の事務所に法定の期間(評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間)備えているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		評議員会の議事録、電子計算機(パソコン)の電磁的記録 (自主点検表 P14参照)	法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、法第45条の11第1項から第3項まで、規則第2条の15
	②評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間(10年間)備えているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(3) 理事会関係						
	理事会の議事録又は同意の意思表示の書面又は電磁的記録を主たる事務所に必要な期間備えているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		書面又は電磁的記録、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面または電磁的記録 (自主点検表 P37、38参照)	法第45条の14第6項、第7項、第45条の15第1項
	①理事会の日から10年間 ②理事会の議決を省略した場合は、理事会の決議があったとみなされた日から10年間					
(4) 報酬等						
	①理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		電子計算機(パソコン)の電磁的記録、法人のホームページ等 (自主点検表 P48、50参照)	法第59条の2第1項第2号、規則第10条 法第59条の2第1項第3号、規則第2条の41、第10条
	②理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(5) 計算書類等						
	計算書類・役員等名簿・現況報告書をインターネットを利用して公表しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		電子計算機(パソコン)の電磁的記録、法人のホームページ等 (自主点検表 P116参照)	法第59条の2、規則第10条
4 その他						
	(1) 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の任命に関する書類、苦情解決に関する規程類、苦情解決の仕組みの利用者への周知のためのパンフレット等 (自主点検表 P118参照)	法第78条第1項
	(2) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組み(体制整備、手順の決定及びそれらの利用者等への周知)への取組が行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		法第82条
	(3) 登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登記簿謄本、登記手続きの関係書類等 (自主点検表 P120参照)	法第29条、組合等登記令(昭和39年政令第29号)
	(4) 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に更新登記をしているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められているかなど、管理が十分に行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約書、見積書、稟議書等 (自主点検表 P120参照)	入札通知 徹底通知5の(2)ウ、(6)エ
	(6) 理事長が契約について職員に委任する場合は経理規程等によりその範囲を明確に定めているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(7) 随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて適正に行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

監 査 項 目		問題点の有無																
<p>4 就業規則</p> <p>① 就業規則（変更を含む。）は適正な内容のもと制定され、労働基準監督署に届出されているか。（労基法第89条）また、規則と実態は一致しているか。</p> <p>② 就業規則は職員がいつでも閲覧できる状態であるなど周知が図られているか。（労基法第106条）</p> <p>③ 給与からの法定控除以外の控除手続き及びその内容は適正か。（労基法第24条）</p> <p>④ 職員の時間外、休日労働に関する手続き及びその内容は適正か。（労基法第36条）また、毎年協定が締結され、労働基準監督署へ届け出がなされているか。</p> <p>⑤ 年次有給休暇の付与日数及び繰越は適正か。</p> <p>※ 労働基準法に規定されている条件を満たす非常勤、臨時、パート職員等に対しても、年次有給休暇が付与されていること。（勤務形態等により下記の付与日数とは、違う場合がある。）</p> <p>[年次有給休暇の付与日数]</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>05</td> <td>1.5</td> <td>25</td> <td>35</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65以上</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> </table>		勤続年数	05	1.5	25	35	45	55	65以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20	<p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p>
勤続年数	05	1.5	25	35	45	55	65以上											
付与日数	10	11	12	14	16	18	20											
<p>5 勤務体制</p> <p>① 週40時間勤務体制は確保されているか。（労基法第32条）</p>		<p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p>																
<p>6 職員の健康管理</p> <p>① 新規採用職員の採用時の健康診断は行われているか。</p> <p>※ 3ヶ月を経過しない健康診断の結果でも足りる。</p> <p>[雇入れ時の健康診断項目] ※ 網比して、下線部の網比がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往歴及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、視力及び聴力の検査 ・胸部エックス線検査 ・血圧の測定 ・尿検査 ・貧血検査 ・肝機能検査 ・血中脂質検査 ・血糖検査 ・心電図検査 <p>② 職員全員の定期健康診断は年1回以上行われているか。（労働安全衛生法66条）</p> <p>[定期健康診断項目] ※、及び…の欄について、医師等により認めるときは、省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往歴及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、視力及び聴力の検査 ・胸部エックス線検査 ・喀痰検査 ・血圧の測定 ・尿検査 ・貧血検査 ・肝機能検査 ・血中脂質検査 ・血糖検査 ・心電図検査 <p>③ 夜勤を行う職員については、6か月に1回定期的に行われているか。</p> <p>④ 健康診断の実施結果は、記録保管されているか。</p> <p>⑤ 再検査、精密検査対象者について、再検査等を実施しているか。</p> <p>また、再検査等の結果を施設において管理しているか。</p>		<p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p>																
<p>7 職員研修</p> <p>① 研修は職員に対して計画的に行われているか。又参加者に偏りがいないか。</p>		<p>有 <input checked="" type="radio"/> 無</p>																

監 査 項 目	問題点の有無
13 職員処遇	
1. 職員体制	
(1) 施設長	
① 資格要件は満たしているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
② 専任であるか。専任でない場合は施設運営に支障を来していないか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
③ 施設長を変更したときは、1月以内に県知事に届け出ているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
(2) 職員の充足状況	
① 配置基準に基づく定数は満たされているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
② 直接処遇職員は充足しているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
③ 非常勤職員について適切な内容で雇用しているか。(雇用同,雇用通知書等)	有 <input checked="" type="radio"/> 無
④ 資格の必要な職種に無資格者はいないか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
⑤ 他施設との兼務職員はいないか。兼務の場合許容できる職種か。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
2 人事・労務管理	
① 職員の退職が頻繁にならないように、労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
② 職員に対し、採用、退職等の辞令は交付されているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
③ 労働者名簿(職員台帳)等が作成されているか。(労基法第107条)	有 <input checked="" type="radio"/> 無
④ 施設の主要部門を親族等の特別な関係である者で占め、施設運営に支障をきたしていないか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
⑤ 衛生管理者及び産業医の選任並びに衛生委員会を設置しているか。 (労働安全衛生法第12,13,15条~常時50人以上の労働者を使用している施設)	有 <input checked="" type="radio"/> 無
⑥ 安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しているか。 (労働安全衛生法第12条の2~常時10人以上50人未満の労働者を使用している施設)	有 <input checked="" type="radio"/> 無
3 職員の給与	
① 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、規程どおり運用されているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
② 初任給・昇給・昇格等は適正な取扱いがなされているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
③ 給与の口座振り込み方式を採用している場合、個々の職員から口座番号を指定した振込の同意書を徴しているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
④ 各種手当が規程に基づいた認定を行い支払われているか。規程に定めのないまま支給されていないか。支給率は適正か。また、一部職員のみを支給されていないか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
⑤ 旅費規程に基づいた支給がなされているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
⑥ 社会福祉施設職員等退職共済制度への加入は就業規則(給与規程を含む)に定められ加入しているか。また、退職手当は遅滞なく、適正に支払われているか。(県社協の退職共済)	有 <input checked="" type="radio"/> 無
⑦ 社会保険等の加入はなされているか。 (健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険)	有 <input checked="" type="radio"/> 無

監 査 項 目	問題点 の有無
② 職員を職種別の施設外研修に参加させているか。 [研修] ・職員会議等により他の職員へ研修内容を周知していること。 ・研修記録が整理されていること。	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
1.4 入所者処遇	
1. 処遇（支援）計画	
① 処遇（支援）計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等について定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づき個別に策定しているか。	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
② 処遇（支援）計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
③ 処遇に係る各種会議は医師、理学療法士等の専門的アドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
④ 処遇目標、処遇方針が定められているか。	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2. 施設種別の処遇	
① 褥瘡予防のための方策は、確立されているか。また、関係職員に周知徹底されているか。	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(おむつ交換、体位変換、栄養量の確保、入浴、エアーマット等の活用など)	
② 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、・切迫性、・非代替性、・一時性の3つの要素を満たしているかどうか「身体拘束廃止委員会」等で検討がなされているか。	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
③ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
[身体拘束禁止の対象となる具体的行為]	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ・ 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ・ 車いすやいすからすり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 	

監 査 項 目	問題点の有無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 ④ 施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 ⑤ 施設の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。 ⑥ 入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護をうけさせていないか。 ⑦ 機能訓練が、必要な者に対し、適切に行われているか。 	<p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p>
<p>3 入所者の生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入所者が安全・快適に生活ができる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。 ② 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。 	<p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p>
<p>4 出身世帯等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出身世帯等との連絡は図られているか。 ② 入所者の帰省の状況は適正であるか。 ③ 実施機関との連携は図られているか。 ④ 保護者会との連携は図られているか。 ⑤ 家族等からの相談に応じる体制がとられているか。また、相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 	<p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p>
<p>5 入浴等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 週2回以上行っているか。(入浴が確保されているか。) ② 入浴できない者については、週2回以上清拭を行っているか。 ③ おむつ交換、排泄等の介護は適切に行われているか。 ④ 入所者の被服、寝具等は清潔なものとなっているか。 	<p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p> <p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p>
<p>6 利用者及び児童の権利擁護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者及び児童の権利擁護に関する取り組み及び研修がなされているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者及び児童がひとりの人間として、その尊厳が保障されていること。 ・ その尊厳にふさわしい処遇が提供されるよう配慮がなされること。 ・ 身体的苦痛や人格を辱める等、利用者及び児童の人権を侵害する行為は絶対に許されるものではない。 	<p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p>
<p>7 自立、自活等への支援援助</p> <p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援</p>	<p>有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p>

監 査 項 目	問題点 の有無
助が行われているか。	
① 入所者が日常生活におけるよい習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高められるようあらゆる機会を通じて生活指導が行われているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
② 必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導が行われているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
③ 職場実習等が適切に行われているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
8 入所者の健康管理	
① 定期健康診断は、年2回以上実施されているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
② 歯科検診は、年1回以上実施されているか（児童施設のみ）	有 <input checked="" type="radio"/> 無
③ 健康管理に関する記録は整備されているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
④ 施設内における事故、感染症等について適切に処理がなされ記録されているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
⑤ 感染症等に対する予防対策は適切に行われているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無
⑥ 入所者の健康管理のため分煙対策がとられているか。	有 <input checked="" type="radio"/> 無